

改 正 案	現 行																																								
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において、法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">無線局の目的</th> <th style="width:50%;">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信業務用</td> <td>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放送用</td> <td>放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。</td> </tr> <tr> <td>放送事業用</td> <td><u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～9 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第1表 9kHz～27500kHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">国内分配 (kHz) (4)</th> <th style="width:25%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	無線局の目的	無線局の範囲	電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。	(略)	(略)	放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。	放送事業用	<u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u>	(略)	(略)	国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において、法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">無線局の目的</th> <th style="width:50%;">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信業務用</td> <td>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>放送用</td> <td>放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。</td> </tr> <tr> <td>放送事業用</td> <td><u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u></td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～9 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第1表 9kHz～27500kHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">国内分配 (kHz) (4)</th> <th style="width:25%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	無線局の目的	無線局の範囲	電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。	(同左)	(同左)	放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。	放送事業用	<u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u>	(同左)	(同左)	国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
無線局の目的	無線局の範囲																																								
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。																																								
(略)	(略)																																								
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。																																								
放送事業用	<u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u>																																								
(略)	(略)																																								
国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
無線局の目的	無線局の範囲																																								
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。																																								
(同左)	(同左)																																								
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。																																								
放送事業用	<u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。</u>																																								
(同左)	(同左)																																								
国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																							
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)																																						

526.5-1606.5	放送 J13 J13A	放送用	放送用への割当ては、別表1-1による。
(略)	(略)	(略)	(略)
5900-5950 J24 J25	放送 J13A	放送用	
5950-6200	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
7200-7300	放送 J13A	放送用	
7300-7350 J24	放送 J13A	放送用	
7350-7450 J27A	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
9400-9500 J24	放送 J13A	放送用	
9500-9900	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
11600-11650	放送 J13A	放送用	
11650-12050	放送 J13A	放送用	
12050-12100 J24	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
13570-13600 J24	放送 J13A	放送用	
13600-13800	放送 J13A	放送用	
13800-13870 J24	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)

526.5-1606.5	放送 J13	放送用	放送用への割当ては、別表1-1による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
5900-5950 J24 J25	放送	放送用	
5950-6200	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
7200-7300	放送	放送用	
7300-7350 J24	放送	放送用	
7350-7450 J27A	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
9400-9500 J24	放送	放送用	
9500-9900	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
11600-11650	放送	放送用	
11650-12050	放送	放送用	
12050-12100 J24	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
13570-13600 J24	放送	放送用	
13600-13800	放送	放送用	
13800-13870 J24	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

15100-15600	放送 J13A	放送用	
15600-15800 J24	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
17480-17550	放送 J13A	放送用	
17550-17900	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
18900-19020	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
21450-21850	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
25670-26100	放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 27.5MHz-10000MHz

国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
76-90	放送 J13A 移動	放送用 電気通信業務用 (無線呼出用) 電気通信業務用(略)への割 当ては、放送局の設備を共用 し放送の電波に重畳する場合 に限る。
90-108	放送 J13A J37A	放送用
(略)	(略)	(略)
170-205	放送 J13A J37C 移動	放送用 公共業務用

15100-15600	放送	放送用	
15600-15800 J24	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
17480-17550	放送	放送用	
17550-17900	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
18900-19020	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
21450-21850	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
25670-26100	放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

第2表 27.5MHz-10000MHz

国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(同左)	(同左)	(同左)
76-90	放送 移動	放送用 電気通信業務用(略)への割 当ては、放送局の設備を共用 し放送の電波に重畳する場合 に限る。
90-108	放送 J37A	放送用
(同左)	(同左)	(同左)
170-205	放送 J37C 移動	放送用 公共業務用

	J58A	一般業務用	
205-222	放送 J13A J37A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
470-585 J46 J46A	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送 J13A	放送用	
585-710 J32 J46A J75	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送 J13A	放送用	
710-730 J46A	陸上移動 J73A J75E	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
730-770 J46A J74B	陸上移動 J73A J74	電気通信業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
810-820 J58 J74C	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信 用)	この周波数帯の使用は、平成 24年7月24日までは940- 950MHz帯と対の二周波方式に 限る。ただし、IMT-2000を提 供する無線局への割当ては、 別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
838-846 J58 J74C	移動 J58 J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信)	この周波数帯の使用は、平成 24年7月24日までは893- 901MHz帯と対の二周波方式に

	J58A	一般業務用	
205-222	放送 J37A	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
470-585 J46	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送	放送用	
585-710 J32 J75	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送	放送用	
710-730	陸上移動 J73A J75E	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J75B	放送用	
730-770 J74B	陸上移動 J73A J74	電気通信業務用	
	放送 J75B	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
810-820 J58	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成 24年7月24日までは940- 950MHz帯と対の二周波方式に 限る。ただし、IMT-2000を提 供する無線局への割当ては、 別表10-2による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
838-846 J58	移動 J58 J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信)	この周波数帯の使用は、平成 24年7月24日までは893- 901MHz帯と対の二周波方式に

			限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
860-885 J58 <u>J74C</u>	移動 J58 J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信)	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
1475.9- <u>1503.35</u> J58 <u>J74C</u>	固定	電気通信業務用 (エントランス回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz帯に限る。
	移動	電気通信業務用 (携帯無線通信)	電気通信業務用(携帯無線通信)のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。

			限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
860-885 J58	移動 J58 J74A	電気通信業務用(携帯無線通信)	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
1475.9- <u>1501</u> J58	固定	電気通信業務用(エントランス回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz帯に限るものとし、 <u>別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。</u>
	移動	電気通信業務用(携帯無線通信)	電気通信業務用(携帯無線通信)のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 <u>電気通信業務用(携帯無線通信)のうち、IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1487MHz帯及び1491-1501MHz帯に限るものとし、1477-1487MHzについては1429-1439MHz帯と、1491-1501MHz帯については1443-1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。</u> <u>電気通信業務用(携帯無線通信)のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。</u>
<u>1501-1503.35</u>	固定	電気通信業務用(エントランス回線用)	電気通信業務用(エントランス回線用)によるこの周波数

1503.35-1518 J58 J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線）	電気通信業務用（エントランス回線）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの

J58		）	帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1518 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線）	電気通信業務用（エントランス回線）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの

			周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあたっては、平成26年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1710-1850 J32 <u>J74C</u> J98	固定 移動 J97 J98A	公共業務用 電気通信業務用 (携帯無線通信用) 公共業務用	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
1850-1885 <u>J74C</u>	移動 J98A	公共業務用 電気通信業務用 (PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用(PHS用)	電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2110-2120 <u>J74C</u> J99	移動 J99A J99B 宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)	電気通信業務用(携帯無線通信用) 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
2120-2170 <u>J74C</u> J99	移動 J99A J99B	電気通信業務用(携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2535-2545	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用	
2545-2625 <u>J74C</u>	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用(広帯域移動無線アクセスシステム用)	
2625-2655	移動(航空	電気通信業務用	

			周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあたっては、平成26年3月31日までに限る。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
1710-1850 J32 J98	固定 移動 J97 J98A	公共業務用 電気通信業務用(携帯無線通信用) 公共業務用	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
1850-1885	移動 J98A	公共業務用 電気通信業務用(PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用(PHS用)	電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
2110-2120 J99	移動 J99A J99B 宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)	電気通信業務用(携帯無線通信用) 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
2120-2170 J99	移動 J99A J99B	電気通信業務用(携帯無線通信用)	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
2535-2545 <u>J109</u>	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用	
2545-2625 <u>J109</u> <u>J109D</u> <u>J109E</u> <u>J109F</u> <u>J109G</u>	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用(広帯域移動無線アクセスシステム用)	
2625-2655	移動(航空	電気通信業務用	

	移動を除く。 。)		
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
11.7-12.2	放送 J13A	放送用	
	放送衛星 J13A	放送用	放送用への割当ては、別表1-2-1による。
12.2-12.5	固定	公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星補助放送の放送番組中継用）	
	放送衛星 J13B	電気通信業務用 放送用	
	放送衛星 J13A	放送用	
12.5-12.75	移動衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	放送衛星 J13B	電気通信業務用 放送用	

J109 J109A	移動を除く。 。)		
J109B J109C			
J109D J109E	放送衛星	放送用	
J109F J109G	J108 J113		
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

第3表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
11.7-12.2	放送	放送用	
	放送衛星	放送用	放送用への割当ては、別表1-2-1による。
12.2-12.5	固定	公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛星補助放送の放送番組中継用）	
	放送衛星 J13B	電気通信業務用 放送用	電気通信業務用への割当ては、 （略）衛星役務利用放送が行われる場合に限る。
	放送衛星 J13A	放送用	
12.5-12.75	移動衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	放送衛星	電気通信業務用 放送用	電気通信業務用への割当ては、 （略）衛星役務利用放送が行われる場合に限る。

	<u>放送衛星</u> J13A	<u>放送用</u>	
	移動衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
13.75-14 J151 J152	固定衛星（ 地球から宇宙）	電気通信業務用 公共事業用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用及び衛星補助 放送の放送番組 中継用）	
	無線標定 無線航行 地球探査衛星	公共業務用 一般業務用	
	標準周波数 報時衛星（ 地球から宇宙）	公共業務用	
	宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
14-14.4	固定衛星（ 地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 （ <u>放送用のフィーダリンク用を含む。</u> ） 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用）	
J144A	移動衛星（ 地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.4-14.47	固定	電気通信業務用	

	移動衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
13.75-14 J151 J152	(同左)	電気通信業務用 公共事業用 放送事業用（ <u>放送衛星局</u> のフィーダ リンク用及び衛星 補助放送の放送番組 中継用）	
	無線標定 無線航行 地球探査衛星	公共業務用 一般業務用	
	標準周波数 報時衛星（ 地球から宇宙）	公共業務用	
	宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
14-14.4	固定衛星（ 地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局</u> のフィーダ リンク用）	
J144A	移動衛星（ 地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.4-14.47	固定	電気通信業務用	

J144A	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用（ <u>放送用のフィーダリンク用を含む。</u> ） 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局のフィーダリンク用</u> ）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	<u>移動衛星</u> （地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.47-14.5 J144A	固定	電気通信業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用（ <u>放送用のフィーダリンク用を含む。</u> ） 公共業務用 放送事業用（ <u>基幹放送衛星局のフィーダリンク用</u> ）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	<u>移動衛星</u> （地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
	電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)
17.3-17.7 J158	固定衛星（地球から宇宙）	公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局のフィーダリンク</u> ）	11.7-12.2GHz帯を使用した <u>衛星基幹放送局</u> のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2-2による。

J144A	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局のフィーダリンク用</u> ）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	<u>移動衛星</u> （地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.47-14.5 J144A	固定	電気通信業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局のフィーダリンク用</u> ）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	<u>移動衛星</u> （地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
	電波天文		
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
17.3-17.7 J158	固定衛星（地球から宇宙）	公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局のフィーダリンク用</u> ）	11.7-12.2GHz帯を使用した <u>放送衛星局</u> のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2-2による。

		用)	
17.7-17.82	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用)	11.7-12.2GHz帯を使用した <u>衛星基幹放送局</u> のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2-2による。
17.82-17.85	固定	公共業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用)	
	移動	電気通信業務用 公共業務用	
17.85-17.97	固定	電気通信業務用 （エントランス 回線用）	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用)	
17.97-18.1	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	

17.7-17.82	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局</u> のフィーダ リンク用)	11.7-12.2GHz帯を使用した <u>放送衛星局</u> のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2-2による。
17.82-17.85	（同左）	（同左）	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局</u> のフィーダ リンク用)	
	（同左）	（同左）	
17.85-17.97	固定	電気通信業務用（ エントランス回線 用）	
	固定衛星（ 宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送衛星局</u> のフィーダ リンク用)	
17.97-18.1	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	

	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>衛星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用）	
(略)	(略)	(略)	(略)
21. 4-22	固定 移動	公共業務用	
	放送衛星 J13A J43A J173 放送 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
24. 75-25. 25	移動	小電力業務用（ 小電力データ通 信システム用）	小電力業務用（小電力データ 通信システム用）への割当て は、別表 8-5 による。
	固定衛星（ 地球から宇 宙） J176	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>衛 星基幹放送局</u> の フィーダリンク 用）	
(略)	(略)	(略)	(略)
40. 5-41 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地 球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J13A 放送衛星 J13A	放送用	
	移動	放送事業用	

	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送 衛星局</u> のフィーダ リンク用）	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
21. 4-22	固定 移動	公共業務用	
	放送衛星 J43A J173 放送	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
24. 75-25. 25	移動	小電力業務用（小 電力データ通信シ ステム用）	小電力業務用（小電力データ 通信システム用）への割当て は、別表 8-5 による。
	固定衛星（ 地球から宇 宙） J176	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（ <u>放送 衛星局</u> のフィーダ リンク用）	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
40. 5-41 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地 球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 放送衛星	放送用	
	移動	放送事業用	

41-41.5 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J13A 放送衛星 J13A	放送用	
	移動	放送事業用	
41.5-42 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
	放送 J13A 放送衛星 J13A	放送用	
42-42.5 J189 J195B J195C	固定	公共業務用 放送事業用	
	移動	放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J13A 放送衛星 J13A	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)
47.2-47.5 J198 J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛	

41-41.5 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 放送衛星	放送用	
	(同左)	(同左)	
41.5-42 J189	固定	公共業務用 放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	放送事業用	
	放送 放送衛星	放送用	
42-42.5 J189 J195B J195C	固定	公共業務用 放送事業用	
	移動	放送事業用	
	固定衛星（ 宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 放送衛星	放送用	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
47.2-47.5 J198 J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送	

		星基幹放送局の フィーダリンク 用)	
47.5-47.9 J198	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛 星基幹放送局の フィーダリンク 用）	
47.9-48.2 J198 J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛 星基幹放送局の フィーダリンク 用）	
48.2-50.2 J32 J198 J200	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（衛 星基幹放送局の フィーダリンク 用）	
(略)	(略)	(略)	(略)
74-76 J208	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地 球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J13A 放送衛星 J13A	放送用	

		衛星局のフィーダ リンク用)	
47.5-47.9 J198	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放 送衛星局のフィー ダリンク用）	
47.9-48.2 J198 J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放 送衛星局のフィー ダリンク用）	
47.9-48.2 J198 J199	固定	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（ 地球から宇 宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放 送衛星局のフィー ダリンク用）	
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
74-76 J208	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星（ 宇宙から地 球）	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 放送衛星	放送用	

	宇宙研究（ 宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
--	------------------	----------------	--

国内周波数分配の脚注

J1～J12 （略）

J13

放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるMF帯並びに第一地域におけるLF帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定（1975年、ジュネーブ）（昭和51年郵政省告示第810号）に合致することを条件とする。

J13A

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J13B

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロに規定する周波数とする。

J14～J46 （略）

J46A

この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第6条第2項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用を目的として行う移動業務に使用することができる。

J47～J74B （略）

J74C

この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項に規定する主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項に規定する従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号ロに規定する周波数とする。

J75～J107 （略）

J108

（未使用）

J108A （略）

J109

（未使用）

	宇宙研究（ 宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
--	------------------	----------------	--

国内周波数分配の脚注

J1～J12 （同左）

J13

放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるMF帯並びに第一地域におけるLF帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定（1975年、ジュネーブ）（昭和51年郵政省告示第810号）に合致することを条件とする。

J14～J46 （同左）

J47～J74B （同左）

J75～J107 （同左）

J108

放送衛星業務による2535-2655MHzの周波数帯の使用は、共同受信ための日本国内の通信系に限るものとし、無線通信規則第9.21号に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.19号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

J108A （同左）

J109

無線通信規則第5.418号を参照すること。

J109A

無線通信規則第5.418A号を参照すること。

J109B

無線通信規則第5.418B号を参照すること。

J109C

無線通信規則第5.418C号を参照すること。

J110～J112 (略)

J113

(未使用)

J114～J118 (略)

J119

3600-4200MHzの周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J120～J175 (略)

J176

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつこれらの局から有害な干渉を容認しなければならない。

J177～J210 (略)

第3・第4 (略)

J109D

無線通信規則第5.417A号を参照すること。

J109E

無線通信規則第5.417B号を参照すること。

J109F

無線通信規則第5.417C号を参照すること。

J109G

無線通信規則第5.417D号を参照すること。

J110～J112 (同左)

J113

2690-2700MHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、2535-2655MHzの周波数で放送業務の通信系を設定するに当たっては、必要なすべての措置を執らなければならない。

J114～J118 (同左)

J119

3600-4200MHzの周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(受託内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(受託内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J120～J175 (同左)

J176

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつこれらの局から有害な干渉を容認しなければならない。

J177～J210 (同左)

第3・第4 (同左)

※ 周波数割当表の斜体字は二次業務を指す。